

## USPTO の Iancu 長官、特許法 101 条について何らかの対処が必要である旨発言

2019 年 9 月 23 日  
JETRO NY 知的財産部  
柳澤、笠原

米国の知財情報誌 IPWatchdog は 9 月 22 日、米国特許商標庁 (USPTO) の Andrei Iancu 長官が、ロンドンで開催された AIPPI World Congress において、米国特許法第 101 条の特許適格性は連邦最高裁判所の種々の判決を受けて曖昧なものになったため、何かしらの対処がなされる必要がある旨発言したと報じた<sup>1</sup>。

IPWatchdog 誌によると、Iancu 長官は AIPPI World Congress において以下のような発言をしたとのこと。

(米国特許法第 101 条について)

- 米国特許法第 101 条の特許適格性は連邦最高裁判所の種々の判決を受けて曖昧なものになったため、何かしらの対処がなされる必要がある。
- 101 条に一貫性および予見性をもたらすために、USPTO は今年 1 月に特許適格性ガイダンスを発行した。しかし、裁判所は行政府から独立しており、同ガイダンスに従う必要はない。また、これまでのところ裁判所が同ガイダンスに従おうという動きはない。
- 一番の問題は、近年の判例法によって、101 条の特許適格性の分析のために Inventive Concept テストが導入されたこと。このテストは不必要。101 条は、数式、精神的プロセスなどの決して特許適格性を有することのない発明だけを除外すべき。
- 101 条の問題は超党派の問題であるため、議会による法改正という対応は可能であるとの楽観的な見方をしている。また、その際に USPTO のガイダンスの枠組みは良い出発点になると考えている。

(AI の活用について)

- 知財庁にとって AI ツールは、「あれば良いもの」ではなく、「絶対になくってはならないもの」である。
- テキストサーチ、イメージサーチ、分類付与などのエリアで AI を利用したツールが開発されている。先行技術が急激に増加する中で、AI の利用は必要不可欠なものとなる。
- 様々な知財庁が AI ツールを開発しているが、ベストなものが普及していくであろう。

(以上)

---

<sup>1</sup> <https://www.ipwatchdog.com/2019/09/22/iancu-calls-section-101-fix-address-aippi-congress/id=113683/>